

○文部科学省令第二十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）附則第十九項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月八日

文部科学大臣 下村 博文

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項の表柔道又は剣道の項中「体育社会学」の下に「、体育史」を加える。

第三十七条第二項及び第三項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

附則第三十七項を附則第四十一項とする。

附則第三十六項中「第二十五条第三項」を「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）による改正前の第二十五条第三項」に改め、同項を附則第四十項とする。

附則第三十五項を附則第三十九項とする。

附則第三十四項中「附則第十項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第三十八項とする。

附則第三十三項中「第二十五項及び第二十六項」を「附則第三十四項及び第三十五項」に改め、同項の表中「第二十五項又は第二十六項」を「附則第三十四項又は第三十五項」に改め、同表備考第二号中「第六十条第三項」を「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成十九年文部科学省令第五号）第九条による改正前の第六十四条第三項」に改め、同項を附則第三十七項とする。

附則第三十二項中「第十二項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則第三十六項とする。

附則第三十一項を附則第三十五項とし、附則第二十三項から第三十項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第二十二項中「第五項の表の第三欄」の下に「並びに附則第十項の表の第二欄」を加え、同項を附則第二十六項とする。

附則第二十一項を附則第二十五項とし、附則第十三項から第二十項までを四項ずつ繰り下げる。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第十六項とする。

附則第十一項中「附則第七項又は第九項」を「附則第十一項又は第十三項」に改め、同項を附則第十五項

とする。

附則第十項を附則第十四項とし、附則第七項から第九項までを四項ずつ繰り下げ、附則第六項の次に次の四項を加える。

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼

児の保育に従事する職員

二 次に掲げる施設の保育士

イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたもの

ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

9 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
受けようとする免許	附則第七項各号に掲げる免許状の区分	附則第七項各号に掲げる免許状の区分

備考 一 第二欄の実務証明責任者は、附則第八項第一号に掲げる者にあつては幼稚園の教員についての	幼稚園教諭		状の種類
	二種免許状	一種免許状	
	（勤務時間の合計が四千三百二十時間 以上の場合に限る。）	（勤務時間の合計が四千三百二十時間 以上の場合に限る。）	に 応 じ そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 め る 基 礎 資 格 を 取 得 し た 後、 附 則 第 八 項 に 規 定 す る 職 員 と し て 良 好 な 成 績 で 勤 務 し た 旨 の 実 務 証 明 責 任 者 の 証 明 を 有 す る こ と を 必 要 と す る 最 低 在 職 年 数
	三	三	に 応 じ そ れ ぞ れ 当 該 各 号 に 定 め る 基 礎 資 格 を 取 得 し た 後、 前 項 に 規 定 す る 機 関 に お い て 修 得 す る こ と を 必 要 と す る 最 低 単 位 数
	八	八	

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得することができる。

五 第三欄の単位数は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

六 前号に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験については、第四章、第五章、第五章の二、第六章又は第七章の規定を、第三欄に定める単位の計算方法については第一条の二の規定をそれぞれ準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案

現行

第十五条（略）		第十五条（略）	
4 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。		4 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。	
第一欄	第二欄	第一欄	第二欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類
柔道又は剣道	保健体育	柔道又は剣道	保健体育
	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、 体育史」及び運動学（運動方		体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」 及び運動学（運動方法を含
第二欄	第三欄	第二欄	第三欄
修得したものとみなす教科に関する科目の単位数	第五条に規定するもの	修得したものとみなす教科に関する科目の単位数	第五条に規定するもの

(略)	(略)	(略)	法学を含む。
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第三十七条 (略)

2 前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが開設する免許法認定講習の講師の半数以上は、大学の教員でなければならない。

3 前条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものが、第一項第二号に掲げる者を講師として委嘱しようとするときは、指導を受ける大学の意見を聞かなければならない。

附則

1 5 6 (略)

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 幼稚園教諭の一種免許状 学士の学位を有すること（学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。

(略)	(略)	(略)	む。
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第三十七条 (略)

2 前条第一項第二号及び第四号に掲げるものが開設する免許法認定講習の講師の半数以上は、大学の教員でなければならない。

3 前条第一項第二号及び第四号に掲げるものが、第一項第二号に掲げる者を講師として委嘱しようとするときは、指導を受ける大学の意見を聞かなければならない。

附則

1 5 6 (略)

(新設)

<p>受けようとする 免許状の種類</p>	<p>第一欄</p>	<p>第二欄</p>	<p>二 幼稚園教諭の二種免許状 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験に合格していること。</p> <p>8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 幼稚園（特別支援学校の幼稚園を含む。附則第十項の表備考第一号において同じ。）において専ら幼児の保育に従事する職員</p> <p>二 次に掲げる施設の保育士</p> <p>イ 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所</p> <p>ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたもの</p> <p>ハ イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの</p> <p>9 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。</p> <p>10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。</p>
<p>附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定</p>	<p>第三欄</p>	<p>附則第七項各号に掲げる免許状の区分に応じそれぞれ当該各号に定める基礎資格を取得</p>	

備考	幼 稚 園 教 諭		
	一種免許状	二種免許状	
<p>一 第二欄の実務証明責任者は、附則第八項第一号に掲げる者にあつては幼稚園の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、同項第二号に掲げる者にあつてはその者が勤務した施設の設定者とする。</p> <p>二 第三欄に定める単位の修得方法は、第六条第一項の表に定める教職の意義等に関する科目二単位以上（教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）</p>	<p>（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）</p>	<p>（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）</p>	<p>める基礎資格を取得した後、附則第八項に規定する職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数</p>
	三	三	<p>した後、前項に規定する機関において修得することを必要とする最低単位数</p>

に係る二単位以上を含む。）、教育の基礎理論に関する科目二単位以上（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に係る二単位以上を含む。）、教育課程及び指導法に関する科目三単位以上（教育課程の意義及び編成の方法に係る一単位以上並びに保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る二単位以上を含む。）並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目一単位以上（幼児理解の理論及び方法に係る一単位以上を含む。）を修得するものとする。

三 この表により免許状の授与を受けようとする者が前号の規定により修得するものとされる科目の単位を修得したものであるときは、その者は、その修得した科目の単位を第三欄に掲げる単位数に含めることができる。

四 一種免許状に係る第三欄に定める単位数は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科の課程において修得することができる。

五 第三欄の単位数は、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得した単位、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位をもつて替えることができる。

六 前号に規定する文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験については、第四章、第五章、第五章の二、第六章又は第七章の規定を、第三欄に定める単位の計算方法については第一条の二の規定をそれぞれ準用す

る。

11
14 (略)

15 改正法附則第十一項又は改正法附則第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ附則第十一項又は第十三項に定める修得方法の例にならうものとする。

16 改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、附則第十一項に定める修得方法の例にならうものとする。

17
25 (略)

26 免許法附則第四項、第五項、第九項及び第十八項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄並びに附則第十項の表の第二欄に規定する在職年数の通算に関しては、第七十条の規定を準用する。

27
35 (略)

36 前項の者で盲学校又は聾学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭（講師を含む。）にならうものについては、附則第十七項の規定を準用する。

37 附則第三十四項及び第三十五項の規定に該当する者に対して、教育職員検定により、盲学校又は聾学校の特殊教科の教諭の二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、第六十四条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得し	第二欄に規定する基礎資格

7
10 (略)

11 改正法附則第十一項又は改正法附則第十二項若しくは第十三項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、それぞれ附則第七項又は第九項に定める修得方法の例にならうものとする。

12 改正法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、附則第七項に定める修得方法の例にならうものとする。

13
21 (略)

22 免許法附則第四項、第五項、第九項及び第十八項の表の第三欄並びに改正法附則第五項の表の第三欄に規定する在職年数の通算に関しては、第七十条の規定を準用する。

23
31 (略)

32 前項の者で盲学校又は聾学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭（講師を含む。）にならうものについては、第十二項の規定を準用する。

33 第二十五項及び第二十六項の規定に該当する者に対して、教育職員検定により、盲学校又は聾学校の特殊教科の教諭の二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、第六十四条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得し	第二欄に規定する基礎資格

<p>受けようとする免許状の種類</p>	<p>盲学校特殊教科 教諭二級普通免 許状</p>	<p>聾学校特殊教科 教諭二級普通免 許状</p>
<p>たのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数</p>	<p>附則第三十四項又は第三十五項の規定により、盲学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭の職にあることができること。</p>	<p>附則第三十四項又は第三十五項の規定により、聾学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭の職にあることができること。</p>
<p>三</p>	<p>三</p>	<p>三</p>
<p>取得したのち、大学、特殊教科教員養成機関又は特殊教科認定講習において修得することを必要とする最低単位数</p>	<p>四</p>	<p>四</p>
<p>取得したのち、大学、特殊教科教員養成機関又は特殊教科認定講習において修得することを必要とする最低単位数</p>	<p>四</p>	<p>四</p>
<p>受けようとする免許状の種類</p>	<p>盲学校特殊教科 教諭二級普通免 許状</p>	<p>聾学校特殊教科 教諭二級普通免 許状</p>
<p>たのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数</p>	<p>第二十五項又は第二十六項の規定により、盲学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭の職にあることができること。</p>	<p>第二十五項又は第二十六項の規定により、聾学校の高等部において特殊の教科の教授を担任する教諭の職にあることができること。</p>
<p>三</p>	<p>三</p>	<p>三</p>
<p>取得したのち、大学、特殊教科教員養成機関又は特殊教科認定講習において修得することを必要とする最低単位数</p>	<p>四</p>	<p>四</p>

<p style="text-align: center;">き(る)と。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一 この表により理容の教科についての聾学校特殊教科教諭二級普通免許状の授与を受けようとする場合には、第四欄に掲げる単位は、修得することを要しない。</p> <p>二 この表各項の単位の修得方法は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年文部科学省令第五号)第九条による改正前の第六十四条第三項に定める修得方法の例にならうものとする。</p>
<p>38 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。)のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。</p> <p>39 (略)</p>	

<p style="text-align: center;">こと。</p>	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>一 この表により理容の教科についての聾学校特殊教科教諭二級普通免許状の授与を受けようとする場合には、第四欄に掲げる単位は、修得することを要しない。</p> <p>二 この表各項の単位の修得方法は、第六十四条第三項に定める修得方法の例にならうものとする。</p>
<p>34 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。)のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみなして、附則第十項の規定を適用する。</p> <p>35 (略)</p>	

40| 旧国立工業教員養成所を卒業した者が、免許法第六条第三項別表第四により数学又は理科の教科についての高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当分の間、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第三号）による改正前の第二十五条第三項の規定にかかわらず、同項に定めるもののほか、旧国立工業教員養成所は、同法第六条第二項別表第三備考第一号の規定に基づく他の課程とみなす。

41|
(略)

36| 旧国立工業教員養成所を卒業した者が、免許法第六条第三項別表第四により数学又は理科の教科についての高等学校教諭二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当分の間、第二十五条第三項の規定にかかわらず、同項に定めるもののほか、旧国立工業教員養成所は、同法第六条第二項別表第三備考第一号の規定に基づく他の課程とみなす。

37|
(略)